

広報

佐那河内

題字：山根玉峰(佐那河内村 第一号名誉村民)

2024 October / No.619

10月号

佐那河内村広報誌

令和6年10月15日発行



さち香る 風の谷



SANAGOCHISON

村の話題

7.27 [土曜日] / 8.3 [土曜日] / 8.10 [土曜日] / 9.7 [土曜日]

さなごうち星空観望会を開催！

大川原高原ヒルトップハウスにて志摩恭臣さんを講師に、計4日間の星空観望会を開催しました。

各回とも、20:00の部と21:00の部に分かれて観望を行い、計68人のご参加がありました。

参加者は志摩さんの解説のもと月やベガ、アルタイルなどの夏の星座、土星、木星などの惑星を観望しました。

参加者からは「たくさんの星がきれいに見えて楽しかった」「月の模様がくっきりと見えた」などの感想があがりました。



9.13 [金曜日] ~ 9.20 [金曜日]

歯科衛生教室

全学年を対象に歯科衛生教室が開催されました。

昨年度に引き続き、歯科衛生士の北詰さんに来ていただき、正しいブラッシングの方法やよく噛むことの大切さなどを教えていただきました。

よく磨いているつもりでも染め出しをしてみると意外な場所に磨き残しがあって驚いたり、健康な歯を維持することが体全体の健康につながることを知ったりと、たくさんの学びがありました。

児童生徒たちは、いつまでもおいしいと思いながら食べられるよう、そして元気でいられるように、歯の健康を守っていこうと心を新たにしていました。



9.17 [火曜日] / 9.18 [水曜日] / 9.25 [水曜日] / 9.26 [木曜日]

Kuzu Zangpo la(こんにちは)! ようこそ佐那河内村へ!

今年度も9月10日(火)～10月1日(火)まで、ブータン王国より10人の研修員が、徳島県内で行われている地域活動について学ぶために来日しました。そのうち佐那河内村では4日間、嵯峨常会や佐那の里、平地地区のごみ集積所などを訪問し、本村の地方自治や常会の活動、女性グループの活動やごみの分別方法などについて学びました。

講義中、研修員から、本村とブータンの現状を確認した中での意見や質問があり、参加いただいた住民と意見交換を行いました。

研修員からもこの研修中、非常に有意義な時間を過ごせたという話がありました。ご協力いただいた住民のみなさん、誠にありがとうございました。



9.18 [水曜日]

佐那河内小学校でごみ分別講習会を開催

佐那河内小学校4年生の児童を対象に、村とLOVE さなごうちの協働でごみ分別講習会を開催しました。

村職員より、環境問題とゴミ分別について説明した後、LOVE さなごうちのみなさんによる紙芝居が披露され、住民が主体となり、官民協働によって作り上げたごみ分別の歴史や、分別の推進によって節約された経費で、県内でいち早く子どもの医療費無償化が実現したことなどご紹介いただきました。また、分別がわかりにくいプラごみ(プラスチック容器包装)の分類について詳しく説明をしていただきました。

「環境や村のためにも、みんなで分別を頑張ってお金をかけて処分する燃えるごみを少しでも減らしていきましょう」というお話に、子どもたちも分別の意義をしっかりと納得してくれたようでした。



9.19 [木曜日]

村民と「さなごうち FANSHOP」をつなぐツアー 開催

村民と「さなごうち FANSHOP」をつなぐツアーを開催したところ、7人の参加をいただき、FANSHOP 認定店である「そば貫魚」さん「とよとみ珈琲」さんを訪問しました。

「そば貫魚」さんでは佐那河内産のねぎやすだちを使用したおそばなどをいただいた後、店主さんと佐那河内村との関係などをうかがいました。「とよとみ珈琲」さんではコーヒーや佐那河内産のすだちを使用したデザートを食べながら懇談をたのしみました。

参加者からは「お店と佐那河内村との関係が知れてよかった、また個人でも利用したい」との言葉をいただきました。

さなごうち FANSHOP 認定店・村内協力店はこちらからご確認できます。



第29回全国女性消防団員活性化とちぎ大会に参加！

栃木県宇都宮市のライトキューブにて、第29回全国女性消防団員活性化とちぎ大会が開催されました。全国から3,000人を超える女性消防団員などが参加し、本消防団からは富長団長と女性消防団員3人が参加しました。

この大会は、女性消防団員が日頃の活動を発表したり意見交換することにより、女性消防団員の活動をより一層活性化させることを目的としています。

大会では、活動事例発表、防火防災啓発劇などが行われました。

また、会場では女性消防団員が日ごろの活動をPRする展示コーナーがあり、徳島県で初めて本消防団が出展しました。38消防団が活動事例のPR出展をするなか、女性消防隊の広報活動や保育所における防災、防火訓練を中心に活動内容を展示しました。

参加した尾山班長は「全国の女性団員のみなさんとたくさん情報交換し、元気をいただきました。今年は初めて活動のPRコーナーに出展しました。多くの人とお話ができ、展示の説明をする中で、参考にしたいという声もいただきました。出展して本当に良かったと思います。今後、活動を通じて、村民のみなさんに有益な情報をお伝えできればと思います。」と話していました。

次回大会は、令和7年11月13日(木)に長崎県長崎市で開催されます。



家庭教育講座を開催しました

小中学校の参観授業の前に小学校5年生から中学校3年生までの児童生徒と保護者を対象に、家庭教育講座を開催しました。

講師として日本初の義手の看護師・元パラリンピック水泳日本代表の伊藤 真波さんを迎え、「あきらめない心～腕がないのは私の個性～」をテーマにお話をいただきました。

幼い頃からの夢である看護師をめざし、看護学校に通っていた時に交通事故で右腕を失い、毎日「普通とは何だろう」や「町を歩くことが怖い」などと考える日々が続いたそうです。しかし、たくさんの人の支えや車いすバスケットボールの観戦をきっかけに、「強くなる！」と決意し、リハビリの一環として水泳に取り組んだこと、また、看護師専用の義手を作製し日本初の義手の看護師となるなど、仲間の支えとあきらめない心で困難を乗り越えたことを伝えていただきました。講演終盤には、義手でバイオリン演奏を披露していただき、会場が感動の渦に包まれました。

伊藤さんのこれまでの体験をもとにした講演に涙ぐまれる人も多く、参加者の心に響くメッセージをいただきました。



9.28 [土曜日]

学術講演会「佐那河内村におけるすだち生産と持続可能な農業」

村民ホールにて「佐那河内村におけるすだち生産と持続可能な農業」をテーマに徳島大学教授の豊田哲也さんを講師に迎え、ご講演をいただきました。

講演では徳島県のすだち生産分布図や各年ごとの推移、佐那河内村と神山町の年齢階級別農業就業者数の対比などを見ながら市町村ごとのすだち栽培における歴史、特色があげられ、近年のすだち栽培における生産者、生産量の減少に対し、国や各市町の実施している取組などが語られました。

31人の参加者は熱心に聴き入り、佐那河内村内のすだちの担い手問題やすだちの流通経路についてなどの質問が飛び交いました。

ご参加いただいたみなさん、ありがとうございました。



徳島駅伝に向けた練習をスタート！

第71回徳島駅伝が、令和7年1月4日(土)から5日(日)までの2日間、開催されます。

名東郡チームでは、出場に向けて練習を開始し、8月には夏期合宿を実施するなど準備を進めています。

徳島駅伝で走ってみたいという人や、少しでも興味がある人は、見学や体験も可能ですので、気軽に練習にお越しください。

場 所：佐那河内小中学校グラウンド

日 時：毎週月曜日18：00～19：00

対象者：原則として中学生以上



第70回徳島駅伝
(1日目 鷲の門前)



夏期合宿
(8/26(月)～27(火) 高松市)

お問い合わせ●徳島駅伝名東郡チーム事務局(教育委員会内)

第58回 村民体育祭を開催します！

健康づくりを促進することを目的に、秋季恒例の村民体育祭を11月10日に開催します。世代を超えて交流し、楽しめる競技をたくさん用意してお待ちしています。ご家族、ご友人お誘い合わせのうえ、奮ってご参加ください！

開催日 11月10日(日)

9：00開会 (予備日はありません)

場 所 佐那河内小中学校グラウンド

お問い合わせ●教育委員会

※ボランティア募集

村民体育祭では、体育祭前日・当日のテントなど設置のお手伝いをしていただけるボランティアを募集します！

○前日 11月9日(土) 8：00～11：00

○当日 11月10日(日) 7：30～17：00

令和6年第3回定例会は、9月10日開会され、令和5年度各会計決算認定案件7件、令和6年度各会計補正予算案件5件、条例案件3件、単行案件1件、報告案件1件、請願1件の合わせて18件の審議を行い、原案どおり認定、可決、受理、採択し、9月19日に閉会しました。

現在の取り組み 状況・施政方針

佐那河内村長 岩城 福治

高齢者のタクシー代金に対する 運賃助成事業等の事業者変更

佐那河内観光タクシーが営業を終了することとなり、9月末で村の事業を終えることになりました。佐那河内観光タクシーのみなさまには、長年村の事業にご協力をいただき、大変感謝をしています。ありがとうございました。10月1日より大木タクシー有限会社が当事業を引き継いでいただけることになりました。

物価高騰対策

負担が増している村民のみなさまの生活を応援すべく、昨年度に引き続き本村独自の対策として、全ての村民のみなさまに、5,000円の物価高騰対応商品券を発行することとし、関連予算を提出しています。商品券は、取り扱い事業者として登録された村内の商店および事業者で使用することができます。

新型コロナウイルス予防接種

65歳以上の人を対象に新型コロナウイルス定期予防接種が10月1日から開始されるため関係予算を提出しています。接種期間は令和7年3月末までで、自己負担額は、医師会との取決めにより、県下統一で4,000円です。9月下旬に高齢者インフルエンザ予防接種と新型コロナウイルス定期予防接種の接種券を対象者に送付する予定ですので、積極的な接種をお願いします。

村の主要事業

①「しごと・雇用を創出する」

佐那のいちご塾生は、現在4人が従事しています。来年度に向けて、第3期塾生の採用手続も進めており、1人の応募をいただき、二次審査となる面接を行ったところです。今後とも、農業の後継者、担い手育成などに積極的に取り組んでいきます。

有害鳥獣による被害の対策として、今年も阿波のわな名人戦を11月15日より開催します。昨年度はこの大会で54頭の捕獲があり、農林産物被害軽減に貢献できたと考えています。

②「新しいひとの流れをつくる」

10月6日にさなごうち大川原高原ヒルクライム2024が開催されます。現在140人を超える応募をいただいています。今年度はステージイベントとして、3歳から6歳を対象としたランニングバイク体験、音楽ライブ、ビンゴゲーム大会、阿波踊りなどの応援イベントも同時開催し、レース中でも、来場者が楽しんでいただける催しを企画しています。県内外の参加者に大川原高原をはじめとする本村の魅力をPRし、地域産業の活性化や交流人口の拡大につなげていきます。

③「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」

村は英語教育、ふるさと学習、ICT教育を3本柱として、特色と魅力のある小中一貫教育を推進しています。今年度は、放課後英語活動

に加え、新たにプログラミング教室を追加し、放課後子ども教室として開催をしています。小学生72人中、46人から申し込みを受けて実施し、子どもたちの放課後の居場所づくりや豊かな学習機会の提供を行っています。

④「交流拠点の充実や地域連携などの村づくりを進める」

宮前公民館の長寿命化改修工事が完了しました。外壁の防水工事、天井、床、壁、玄関の改修、調理台の買換え、照明のLED化、洋式トイレ化などを行いました。9月2日から利用を再開しています。

名誉村民・山根玉峰先生生誕100周年記念作品展を役場にて8月5日から30日まで開催したところ、約570人が来場し、ご覧いただきました。

7月21日には、阿波学会学術講演会として、岡山真知子阿波学会理事に「阿波の板碑と佐那河内の板碑」をテーマにご講演いただき、仁井田の板碑は、地蔵画像には珍しく、放射光光背がある美しい板碑であることが紹介されました。

決算認定案件

議案第39号(認定第1号)から議案第45号(認定第7号)について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度一般会計および特別会計の決算を監査委員の意見を付して議会の認定に付するもの。

補正予算案件

議案第 46 号 令和 6 年度佐那河内村一般会計補正予算（第 3 号）について

既定の歳入歳出予算の総額を 7,722 万 7 千円増額し、予算総額を 32 億 8,298 万 2 千円とするもの。

高齢者を対象とした新型コロナワクチン予防接種個別委託料、大川原高原ログハウス迎光閣の解体工事、物価高騰対策給付金などを増額するもの。

議案第 47 号 令和 6 年度佐那河内村国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について

既定の歳入歳出予算の総額を 240 万円増額し、予算総額を 3 億 4,140 万円とするもの。

議案第 48 号 令和 6 年度佐那河内村簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）について

収益的収入の予定額を 194 万円増額し、1 億 474 万 3 千円、収益的支出の予定額を 128 万 5 千円増額し、1 億 292 万 2 千円とし、資本的収入および支出の予定額をそれぞれ 47 万円減額し、1 億 1,036 万 1 千円とするもの。

議案第 49 号 令和 6 年度佐那河内村農業集落排水事業会計補正予算（第 2 号）について

収益的収入の予定額を 348 万円増額し、1 億 1,963 万 3 千円、収益的支出の予定額を 288 万円増額し、1 億 1,873 万 9 千円とし、資本的収入および支出の予定額をそれぞれ 65 万円増額し、9,957 万 7 千円とするもの。

議案第 54 号 令和 6 年度佐那河内村一般会計補正予算（第 4 号）について

既定の歳入歳出予算の総額を 1 億

円増額し、予算総額を 33 億 8,298 万 2 千円とするもの。

台風 10 号による災害復旧などによるもの。

条例案件

議案第 50 号 佐那河内村学校給食センター設置条例の一部を改正する条例について

学校給食の無償化に伴い、通常会計の支出から一般会計の支出となることなどから、監査規定など必要な改正を行うもの。

議案第 51 号 佐那河内村国民健康保険条例の一部を改正する条例について

令和 6 年 12 月 2 日から被保険者証が廃止されることに伴い、被保険者証の返還に応じない者に対する罰則規定を削除するもの。

議案第 52 号 佐那河内村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について

令和 6 年度の介護報酬改定に伴い、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準ほか 3 つの基準が改正され、関連する村の 4 つの条例の一部改正を一括して行うもの。

単行案件

議案第 53 号 徳島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

令和 6 年 12 月 2 日から被保険者証が廃止されることに伴い、広域連合の規約中、被保険者証に係る規約を変更する必要があるため、地方自治法第 291 条の 11 の規定により、関係地方公共団体の議会の議決を求めるもの。

報告案件

報告第 2 号 令和 5 年度佐那河内村財政健全化判断比率等の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき財政健全化判断比率および公営企業会計の資金不足比率を報告するもの。

請願

請願 2 号 請願書「議員によるハラスメント調査結果」に基づく専門家を交えた調査の実施について

専門家を交えた調査を行うことで、真偽を明らかにし、職員の不安の払拭、働きやすい職場づくりに繋げるよう請願するもの。

一般質問

井開 一文 議員

1 簡易水道について

質 ①簡易水道の老朽化の現状について

②今後の対応策、事業計画について

答 ①各地区の水道管路は大半が昭和後期から平成前期にかけて整備され、管路自体は比較的新しいものの、整備された際には耐震管は布設されず、それ以前の古い管も一部残ったまま供用されています。

水道施設の漏水などの異常をいち早く把握するため、24 時間リアルタイムで浄水場、配水池の水位や流量などを監視できる遠隔監視クラウドシステムを導入しています。これにより配水池などの低水位が確認されたときは、直ちに漏水調査による不具合箇所の特定を行い、漏水などの管路修繕を早急に行うことにして

います。

②令和5年に策定した管路更新計画に基づき、令和6年度は嵯峨・下地区簡易水道の取水施設から浄水場までの導水管、延長670mの更新工事を施工しています。

また、令和7年度、8年度の2か年で管路更新工事を行う予定の嵯峨・下地区簡易水道施設の浄水場から七軒橋までの約1,030m区間の配水管更新工事の実施測量設計に係る国庫補助金の内示をいただき、補助金交付申請書を提出したところです。令和6年度後半には配水管路更新実施設計業務を発注し、令和7年度以降も遅滞なく管路更新工事を発注したいと考えています。

さらに、令和9年度から11年度までは管路更新計画に緊急避難場所や防災拠点施設などへの重要路線である中央簡易水道の上字中辺から、下字芝生までの配水管、約1,500mの耐震管への更新工事を予定しています。

このように老朽化した管路を耐震管へ更新することにより、簡易水道を利用のみなさまへ安心・安全な水道水の供給ができるよう今後とも積極的に努力を続けていきます。

藤本 忠 議員

1 脱炭素について

質

①地球温暖化が進む中、ゼロカーボン宣言を行い温室効果ガス実質排出ゼロに向けての、更なる取り組みをやってはどうか。

②これから田舎ほど、ZEV（排出ガスを発生しない車両）の需要が進んでいくと考えられる。脱炭素の観点からもクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けて、受電・充電インフラ整備を促進してはどうか。

答

①平成28年3月に佐那河内村地球温暖化対策実施計画を策定し、取り組みを進めてきました。具体的にはごみ分別の徹底の周知に加え、リサイクルやごみの減量化を推進し、「キエーロ」の購入補助などを行っています。

また、令和元年から始まった森林環境譲与税を活用し、森林の境界明確化を進め、今後も森林の保全を図り二酸化炭素吸収源としての機能を維持していきます。

さらに、村にある小水力発電施設による60世帯分の発電や、民間施設ですが、風力発電施設による1万1,400世帯分のクリーンエネルギーによる電力供給は、国全体の温室効果ガスの削減に大きく寄与していると考えています。

村としても、まずは村民一人ひとりが環境問題に対する意識を持ち取り組めるよう、広報や補助などを通じて支援していきたく考えています。

②徳島県内のEV充電器は207口で全国46位、EV、軽自動車を除く分ですが、普及率は0.2%で全国36位と、あまりEVの普及が進んでいる状況ではありません。そのため県は、令和6年3月に徳島県EV充電インフラ整備促進に向けた指針を作成し、空白地帯を解消などの方針を立てています。

充電インフラの整備とEVの普及は、バランスよく進めていくことが必要と考えています。

県では、2030年に滞在時間が短い施設に設置する急速充電器を約200口、滞在時間が長い施設に設置する普通充電器を約1,800口の整備目標を立てていますので、その内容の情報収集とともに、村での設置について分析するなど、今後の本村のクリーンエネルギー車の普及に

ついて検討していきます。

2 災害に強い村づくりについて

質

①南海トラフ地震臨時情報「巨大地震注意」が出された後、村としてどのような対応をとったのか。

②いつ起こるか分からない災害に対して、村はこれからどのような対応、対策をとっていくのか。

答

①令和6年8月8日午後4時43分頃、日向灘を震源とするマグニチュード7.1の地震が発生しました。村では、この地震による震度は観測されませんでした。気象庁から南海トラフ地震臨時情報調査中が発表されたことから、地域防災計画に基づき担当課職員を待機態勢とし、関係機関からの情報収集、巨大地震注意または警戒が発表された場合に備え、住民などへの周知啓発の準備のほか、避難所開設に備え関係課との協議などを進めました。

その後、午後7時15分に南海トラフ地震臨時情報「巨大地震注意」が発表されたことから、地域防災計画に基づき待機態勢から第1非常体制配備へと移行し、24時間体制で国、県、気象庁などからの情報収集、備蓄物品などの把握、確認並びに移動などの準備、避難希望者が出た場合の対応や避難所を開設することになった場合の手順などの確認、一部公用車の満タン給油を実施しました。

また、住民のみなさまには、防災行政無線や村ホームページを通じて南海トラフ地震臨時情報「巨大地震注意」では、今すぐ避難の必要はないが、避難場所や避難経路の確認、家具の固定、生活物資などの備蓄確認、家族や会社との連絡方法の確認、非常持ち出し袋の準備など地震への

備えの確認の周知を図りました。

その後、巨大地震注意の発表から1週間が経過した8月15日、特別な注意の呼びかけが終了したことから、住民のみなさまには、大規模地震の発生の可能性がなくなったわけではないこと、日頃からの地震への備えについては引き続き実施していただきたいことなどを防災行政無線や村ホームページにより周知し、職員による24時間体制を終了しました。

②村では、災害対策基本法に基づき地域の特性や過去の災害履歴を考慮した地域防災計画を策定しています。この計画には、市町村間消防機関の相互応援、防災知識の普及啓発、防災訓練の実施や防災体制の整備、物資・資材の備蓄などについて盛り込まれ、これまでの間、他自治体、事業所との協定の締結、住民、消防団参加による総合防災訓練、災害を想定した職員の安否確認訓練、防災意識など向上のための出前講座、迅速な防災情報の周知など取り組みを進めてきたところです。

今後、村ではこうした取り組みに加え、特に事前の備えの充実強化を図るため、他市町村などとの連携を強化し、相互応援協定を有効に活用できるように平常時からの災害対応取組の情報共有、各種団体、民間企業との災害協定の締結のさらなる推進や、避難所の衛生環境やプライバシーの確保など避難所QOL向上、食料・飲料水、資機材の充実、また防災リーダーや防災士の育成、自主防災組織の活動の活性化、地域全体の防災意識の向上など、今後も引き続き災害に備えた対応、対策の充実強化を図っていきます。

3 高齢者等の移動手段について

質 ①高齢者等の移動手段の確保のためにも、今、交通空白地解消への動きが活発化している。ぜひ、「公共ライドシェア」への取り組みを行ってはどうか。

答 ①公共ライドシェアは、家用有償旅客運送とも呼ばれ、バス事業やタクシー事業によって輸送手段を確保することが困難な場合に市町村やNPO法人などが運行主体となり、地域住民などが一般ドライバーとして自家用車で送迎する有償の旅客運送のことです。

近隣の町では、公共ライドシェアや類似の施策が実施され、タクシー会社に運行委託しライドシェアの導入をしていたり、一般社団法人が運行主体となり、ボランティアタクシーを行っています。

現在、佐那河内村では、高齢者等タクシー運賃助成券や高齢者等バス無料乗車証の交付により、高齢者などの移動手段の支援を継続して行っています。

住民のニーズを的確に把握し、効果的かつ持続的な公共交通システムを構築することが重要であり、村の地理的状況や財政状況も踏まえ、村にとって効果的な手段を取る必要があります。

村としては、近隣市町の成功導入事例を参考にしながら、公共ライドシェアを含めた公共交通の充実を検討していきたいと考えています。

4 農業振興について

質 ①「指定野菜」に追加適用される、ブロッコリーの栽培普及を行ってはどうか。

答 ①ブロッコリーは雨天時でも収穫でき、出荷のための荷

造りが簡単なことなどのメリットがあり、デメリットとしては反収が低いことが上げられます。また、広大な農地と大型の農業機械が必要であるとのことでした。

このことから、中山間地域での栽培が可能で、狭い農地でも収穫や荷造りなどに手間暇をかければ、栽培面積当たり比較的収益性の高い菜の花を推奨し、現在も継続しています。今後も野菜栽培にて有利な品目があればJAなどと協議し、進めていきたいと思えます。

5 学校以外の学びについて

質 ①スポーツ少年団の指導者を取り巻く環境は、年々益々厳しさを増している。学校以外の学びの「格差」が生じない為にも更なるバックアップをしてはどうか。

②「仁井田の板碑」、県の文化財指定の申請を早急に行うべきだと考えるが。

答 ①スポーツに対する価値観の多様化や指導体制の変化に伴い、新しい時代にふさわしいコーチングが求められるなど、指導者への期待と責任は大きくなっていきます。

村は、今後スポーツ協会とも相談しながら、指導者への支援策として、村内在住の指導者が必要な講習などを受講される場合に、費用の一部について補助を行うなど検討をします。現在指導に当たっている指導者や、今後、資格を取得しスポーツ少年団活動に携わる指導者の活動環境がよりよきものとなり、人材確保が継続できるようにと考え、可能な限りバックアップをし充実を図っていきます。

②阿波学会が令和5年度、6年度と本村の調査研究を行い、令和7年3

月8日に開催される最終報告会での学術調査の結果を踏まえたうえで、文化財の指定について、これまでの経緯や件数および内容、これに伴う実務など包括的に検討していきます。

村の文化財としての仁井田の板碑は、ふるさと学習などで子どもたちが村の文化財などについて学ぶための中心となる教材として位置づけられ、村の歴史に触れる学習にも役立てられています。

今後も村としてさまざまな観点から検討を重ねるとともに、村の大切な文化財の保存に努めていきます。

平岡 淳 議員

1実績が皆無に近いドローンの物流事業のアンケートを今頃実施した意図は何か

質

①事業を行う前にするのが普通である。終わってするのは一体どういう意味があるのか。

②約5千万円掛け、僅か2件の実績しかない。継続の意味はあるのか。

③国費の補助の選択肢があるが選択の余地はありえないのではないか。(今回も国に返還する事態に陥っているのである)

④昨年の6月議会で2年目以降の村費の投入はないと断言していたのに村費投入5百万円とかよく言えたものだ、嘘をついている意識はないのか。

⑤アンケート用紙有権者一人に1枚でなく1軒に1枚とはどういうことか。集計の立会人は置いたのか。

答

①村では数多くの事業を実施し、一般的に事業実施前のアンケートが事業着手の要件になっているものではありません。アン

ケート調査はその目的に基づいて時期や内容を判断して実施するものです。

今回村がアンケート調査を実施したのは、当該事業について各方面からさまざまなご意見をいただくなか、今後、事業継続に関する村の判断を行うに当たって、幅広く村民のご意見を聞くように実施したものです。

②令和5年度実施した事業では、ドローン飛行13ルート of 構築、配送実績47件、村内での雇用創出などの実績があります。また、この事業は今後の物流問題に対応するために将来を見据えた実証事業であり、現在事業者の負担にて事業を継続していますが、アンケート調査の結果を受け、この事業に対して村の追加支援を行うことは難しいと考えています。

③ほかの自治体では、国などの補助を活用して事業を実施している事例もありますので、今回のアンケートにおいて国費の補助も選択肢に入れたところ です。

④ほかの自治体では国費の支援を受けて事業を行っている事例がありますので、選択肢の一つとして加えたものです。アンケートの選択肢に加えることが嘘をつくことになるとは思いません。

⑤この事業では、ドローンや軽車両による配送業務ということで、各世帯単位で考え、世帯で1枚の調査票にしました。集計については、アンケートの集計ですので、立会人の立会いまで求める必要はなかったと考えています。

2行政座談会の廃止について

質

①アイデアボックスと行政座談会の違いは

②8月15日締め切りで募集期間

が終わりアイデアの概要を公開するとあるがどういう形で公開するのか。

③どここのアイデアボックスを参考にし、目的は何なのか。

④誰が集約し取捨選択するのか。

答

①行政座談会は参加の村民のみなさまと直接対話する形になります。特定の日時を決めて開催しますので、都合がつかない場合があると思います。限られた時間内での座談会ですので、十分に意見をうかがうことができないということもあります。

アイデアボックスは、日時を決めることなく常時設置することができますので、ご意見を複数投函いただくことも可能となります。

②広報さなごうち7月号で周知したとおり、村民のみなさまからいただいたアイデア数、アイデアの概要などを広報さなごうち10月号および村のホームページ上で公開したいと考えています。

③どこかのものを参考にしたということではありません。アイデアボックスでは村民のみなさまから幅広くアイデアをいただき、今後の村の施策および各種業務の参考とさせていただきますという目的で設置をしたものです。

④今回のアイデアボックスは、7月15日から8月15日までの期間に、村民のみなさまから幅広くアイデアをお寄せいただいたものと思っています。いただいたアイデアの集約は企画政策課で行います。その後、集約したアイデアの一覧は全て関係課に周知をしています。各担当課で、今後の施策および業務の参考にさせていただきますと考えています。

3 ドローンについて

質

①情報開示請求するのになぜ代金を支払わないとダメなのか。

②飛行計画等3件(計1,100万円)は7月完成なのに1年たってもまだ見せてもらっていないのはなぜか。

③国費の精算は終わったのか。

④この件は利益相反が生じているので訴訟費用は村長が払うべきだと思う。

答

①行政機関が保有する情報の公開には、佐那河内村情報公開条例および同施行規則に基づき執行し、条例第14条には、開示に係る手数料は無料とされていますが、写しの作成や送付に要する費用については、請求者が負担するものと規定され、情報公開請求手続の際に写しの作成や送付を希望された場合、費用の負担が発生することを説明のうえ、申請手続を行っています。

村が行う事務事業などに対して議員として説明を求められた場合、個人情報や機密情報などの保護を行ったうえで、説明に必要な情報や資料などを議員に対して提供する場合があります。

村としては、今後も議員から説明を求められた場合、これまでと同様に、説明に必要な情報、資料などを提供しながら説明をさせていただくことには変わりはありません。

②補助金の交付決定時の内訳については、令和5年度分の実績報告書にて全てを提出をしています。

③デジタル田園都市国家構想交付金については、先日交付額再確定通知書を受け、交付金1,270万7,429円の返還手続を完了したところであり、過疎対策事業債についても、現在関係機関と協議中です。

④訴訟費用とは、訴状に貼る収入印

紙や裁判所から書類を送付するための郵便料なので、弁護士費用は含まれていません。そして、訴訟費用は基本的に敗訴者が負担することになります。

弁護士費用についても質問がありましたので、弁護士費用も含んだ費用を訴訟費用などとしてお答えします。この訴訟は、地方自治法第242条の住民監査請求を行った者ができる同法第242条の2に基づく住民訴訟であり、被告は執行機関である佐那河内村長となります。被告となる執行機関の村が訴訟費用などを負担することは当然のことですので、村長個人としての利益相反は生じていません。

伊藤 明子 議員

1 公園の整備について

質

①令和5年9月定例会における回答について、進捗状況は、その後どのようになっていますか。

答

①旧庁舎の跡地の活用については、令和4年度に庁舎跡地活用検討委員会を設置して、有志検討会や検討委員会委員から広くご意見を募集、またうかがったところ、村民が集える施設、100人規模のホール、図書館や自習スペース、駐車場のほか、農振センターを含めた一体的な整備の検討など、多種多様なご意見をいただいています。

公園の整備についても、住民のみならずみなさまからご意見をいただき、今後活用案の一つとして検討委員会に諮る予定としています。

村としては、公園整備を含めたこれまでいただいたさまざまな意見を、9月下旬に開催予定の検討委員会に諮るよう、現在準備を進めているところです。令和6年度中に検討委員会としての活用案の決定が行え

るよう進めていきます。

なお、庁舎跡地等活用検討委員会の会議内容などについては、広報さなごうちや村ホームページを通じてお知らせします。

森下 嘉文 議員

1 診療所の開設について

質

①令和6年3月定例会における回答について進捗状況を伺いたい。

②今後、診療所の開設に向けてどのように考えているのか。

答

①村としては、人口約2,000人の自治体で医師、看護師、薬剤師、事務員を配置した常設の村営診療所の開設は、継続した多額の財政負担が伴うことから困難と考え、民間による診療所の開設、巡回診療、またオンライン診療の可能性について、この間、調査、検討、協議を進めてきました。

検討に当たり、徳島西医師会の協力が得られるかをうかがう必要があり、度重なる協議を行い、徳島西医師会にも本村の医療体制の確保策についてご検討いただきました。

徳島西医師会からは、先日、医師、看護師などが出向いての診療所の開設、また巡回診療の実施について、医師会として対応は困難との報告をいただいたところです。今後、徳島西医師会以外の医療サービスを提供する事業者への協力依頼など、引き続き村の医療体制を確保するために精いっぱい努力をしたいと考えています。

②村の医療体制の確保策としては、民間による診療所の開設、オンラインによる診療の実施のほか、村外の医療機関への送迎サービスの実施なども考えられますが、現段階では、村内にて医師による診療が行われる体制をめざしたいと考えています。

医師などの確保をはじめ、非常に厳しい課題ですが、協力をいただける民間医療機関の負担軽減を図ることや、診療所の運営に対する補助金の活用策を含め、さまざまな方法を検討しています。

あらゆる方策を講じることで、一日も早く村民のみなさまが健康で安心した生活が送れるよう、引き続き村の医療体制の確保に全力をかけていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

2水田の畑地化によるすだち団地の整備について

質 ①現在、すだちの振興対策をどのように考えているのか、伺いたい。

②基盤整備促進事業を活用してすだち団地を整備したらどうか。

答 ①村のすだち振興対策としては、まずみかん、すだち、ゆず苗木導入に対する補助金交付事業を行い、導入を促すため、新植、改植、補植のための苗木を購入する者に対し、購入代金の一部を補助しています。

補助金割合は、令和6年度からは購入金額の3分の1に補助率を上げており、すだちの新品種となる勝浦1号の購入に対しても補助できる要綱としています。

その他の事業として、徳島かんきつアカデミー受講支援事業を実施し、受講に係る必要経費を補助しています。

佐那河内果樹アグリスクールの開催や、ハウスすだち立木審査や露地すだちの品評会、ふるさとづくり納涼夏まつりでのすだち即売会や佐那河内ふれあいまつりでは、優良なすだち生産者への表彰式などを行っています。

このような事業を通し、農業振興

協議会や農業指導班会とともにJAや県など関係機関と連携し、すだち栽培、消費振興につなげていきたいと考えています。

②農業基盤整備促進事業の条件として、1地区当たりの受益面積が5ha以上とあり、中山間地である村では、団地として水田から畑地へ転換できる土地が狭く、現実的な事業ではないと考えられます。

村のような地形での基盤整備については、農業の競争力強化に向け、農地中間管理機構による担い手への農地の集積、集約化を推進するとともに、稲作などから高収益作物への転換を推進することを目的とした農地耕作条件改善事業、地域内農地集積型が適当であると思われる。この事業は面積要件も特にはありませんので、事業採択はより現実的です。

この事業の費用についての負担割合は、国費55%、県費14%のほか31%の地元負担が必要となります。すだち団地の整備については、予定地、生産者の確保ができ、また、地元負担金の支出が約束できれば、事業実施に向け県へ要望していきますので、検討よろしく申し上げます。

石本 哲也 議員

1空き地バンクについて

質 ①以前に提案していた「空き地バンク」について、その有用性をどう認識しているか。

②「空き地バンク」を事業化していくとして、問題点や懸念事項をどう捉えているか。

答 ①さまざまなお問い合わせや最近の空き地相談内容などから、空き土地を紹介してほしいとの声が多くあり、空き地バンクを創設することは、そのような希望者のニーズに対応していくためにも大変有効な制度であると認識をしていま

す。

空き地の情報を把握し情報提供していくことは、移住者の増加や転出抑制対策としても重要なことと考えていますので、今後、広報などを通じ、まずは空き土地の把握に努めていきたいと考えています。

②村の基幹産業である農業を守り、次の世代へつないでいくということを常に念頭に置きながら、一方では、宅地として利用でき得る土地が少ないといった村の土地事情がありますので、そのことを勘案し、バランスの取れた対応をしていくことが要求されるものと思っています。

そのため空き地バンクでは、まずは宅地や雑種地に係る空き地に係る情報発信を先行し、土地を求めて来村された人の最初の相談窓口として、しっかりと対応していくことができれば、村の土地建物の流動化や村の活性化にとって有効なものになっていくと考えますので、事業主体、実施主体、関係機関などと連携して、さまざまなケースを想定しながら取り組んでいかなければならないと思っています。

2能登半島をはじめとした自然災害に対する平時からの備えについて

質 ①今、村が大災害に見舞われた場合、現条例、地域防災計画、BCP（業務継続計画）でスムーズに対応できるのか検証してみてもどうか。

②恐らく、どの被災地を見ても条例・要綱・様式を整備する前に被災したと思われる。被災地に学び、即対応で整備するべきと考えるが、どう取り組むつもりか。

答 ①大規模災害発生時における地域防災計画、業務継続計

画などに基づく対応をスムーズに行うためには、事前準備、検証は重要であり、これらの計画などを実行性のあるものとするためには、地震、台風、豪雨など災害時にこれまでの対応結果や定期的な訓練、シミュレーションを通じて検証することが必要です。検証作業は実際に機能するかどうか検証することにより、災害発生時に、効果的で実効性のある対応に結びつくものと考えています。

村としては、まずは災害発生を想定し、より重要な対策、対応、業務について優先的に検証し、検証結果を基に計画などの変更、改正に結びつけるよう順次進めていきたいと考えています。

②自然災害や事故などによって被害を受けたことを証明するための罹災証明は、被災者の生活、住宅再建支援、保険金請求などに利用されるこ

とから、迅速な交付が求められ、自治体はこの業務を効率的に行うための体制、準備を整えることが求められ、そのほかにも税金や保険料などの軽減や支払い猶予、経済、生活面の支援、中小企業、自営業への支援、行政への相談窓口など多くの支援制度などについても同様です。

村では、こうしたさまざまな支援などを受けるための手続に係る要綱や様式などについて、地域防災計画や業務継続計画などの検証作業と併せて行っていきたいと考えています。

3 今後の村内物流について

質 ①ドローン事業中止などに伴う今後の物流問題への取り組みについてどう考えているか。

答 ①村がこの事業に取り組んだのは、将来、高齢化や地域

性などに伴い発生するであろう物流問題を今のうちから解消し、将来に憂いを残さないため、また、いつ発生するか分からない大規模災害への備え、そのほか医療機関がなくなった地域への医薬品の配送や、農業面での活用などを見据えて取り組んだものであり、ほとんどの議員の賛成を得ながらも、事業の継続が困難となったこと、非常に残念に思っています。

新聞報道、広報、ホームページなどで周知しましたが、住民に対する理解が得られていなかったことについては、村として真摯に受け止め、物流問題を村の来るべき課題として、これまで取り組んできた実証、実装実験を参考として、引き続き今後も検討、研究を重ね、将来、村民が物流難民になることがないように取り組んでいきます。

議会行事出席報告

() 場所・() 出席者

9月4日	議員協議会	< 議員室 >	(瀧倉議長ほか6人)
	全員協議会	< 役場 >	(瀧倉議長ほか6人)
10日	第3回佐那河内村議会定例会開会 議案審議・決算審査	< 議場ほか >	(瀧倉議長ほか6人)
12日	第3回佐那河内村議会定例会 決算審査・講評	< 議員室 >	(瀧倉議長ほか6人)
13日	ハラスメント防止研修会	< 議員室 >	(瀧倉議長ほか6人)
18日	第3回佐那河内村議会定例会 一般質問	< 議場 >	(瀧倉議長ほか6人)
19日	第3回佐那河内村議会定例会 表決・閉会	< 議場 >	(瀧倉議長ほか6人)
20日	例月出納検査	< 監査室 >	(前河監査委員・井開監査委員)
	村民体育祭実行委員会	< 役場 >	(藤本議員)
24日~25日	四国四県町村長・議長大会	< 愛媛県 >	(瀧倉議長)
29日	敬老会	< 村民体育館 >	(瀧倉議長ほか6人)

私たちの納めた税金と使われたお金

9月に開催された佐那河内村議会定例会において、令和5年度の一般会計および6つの各特別会計の決算が認定されました。地方自治法第233条第6項により、村民のみなさまに決算の要領を公表します。

私たちが納めた税金などの大切なお金がどのように使われたのか、現在の佐那河内村の財政がどのような状況なのかをご報告します。

※一般会計と宅地造成事業特別会計を純計した普通会計
(以下、一般会計等)

一般会計等決算収支の概況

一般会計等の決算は、歳入29億4,213万円、歳出27億7,838万円で令和4年度決算と比較して、歳入で24.1%、歳出で23.9%の減少となりました。また、歳入から歳出を差し引いた形式収支は1億6,375万円の黒字となり、この額から令和6年度へ繰り越した6,468万円を差引きした実質的な収支は9,907万円の黒字となりました。

年 度	歳 入	歳 出	形式収支	実質収支
令和5年度	29億4,213万円	27億7,838万円	1億6,375万円	9,907万円
令和4年度	38億7,736万円	36億5,172万円	2億2,564万円	1億7,540万円
増 減 額	▲9億3,523万円	▲8億7,334万円	▲6,189万円	▲7,633万円
増 減 率	-24.1%	-23.9%	-27.4%	-43.5%

一般会計等歳入の特徴 ～村民一人あたりの納めた村税は 88,490円～

自主財源では、前年度と比較し繰入金金が7億9,708万円(78.3%)減少しています。

その主な要因としては、公適債(役場庁舎改築事業)の繰上償還に係る減債基金繰入金6億4,000万円や庁舎改築基金の残余を新たな基金として創設した公共施設等総合管理基金に引き継ぐ形で、2億1,228万円を前年度に繰り入れていたことによるものです。

村税は、主に固定資産税が78万円減少し、村税全体として△48万円(0.3%)の減少となりました。

依存財源では、村債が5,280万円(26.7%)減少し、県支出金は797万円(7.3%)の増加となりました。

村債は、上中辺地区村営住宅建築事業が竣工したことにより大きく減少しています。

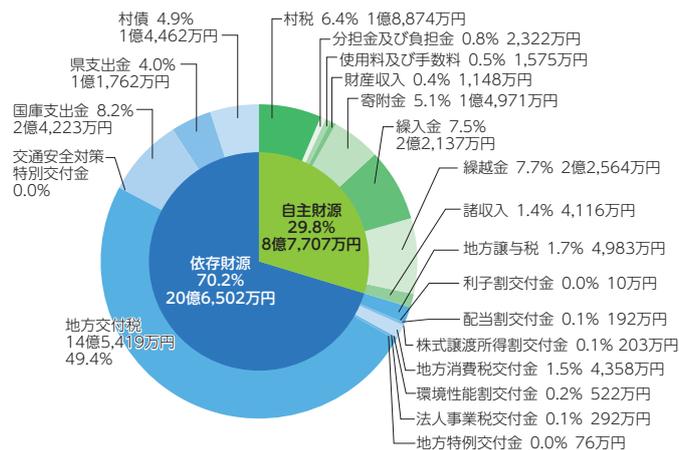
村の歳入は、自主財源の割合が29.8%と低く、一方で依存財源が70.2%となり、村の財政が国などの施策に大きく依存し、その影響を受けやすい構造となっています。

●村に納めた村民一人あたりの税金

【令和6年3月31日現在の人口(2,133人)で算出】

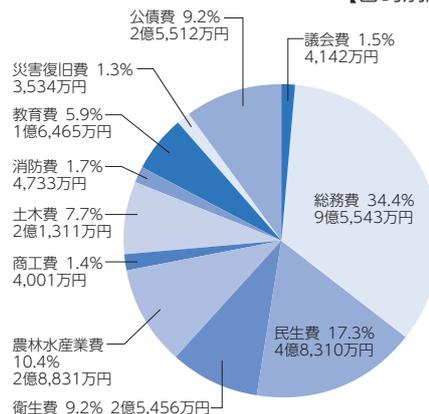
区 分	令和5年度	令和4年度	増減額	増減率	一人あたり
村 民 税	8,210万円	8,192万円	18万円	0.2%	38,490円
固定資産税	8,151万円	8,229万円	△78万円	-0.9%	38,214円
軽自動車税	1,339万円	1,344万円	△5万円	-0.4%	6,278円
村たばこ税	1,175万円	1,158万円	17万円	1.5%	5,509円
計	1億8,875万円	1億8,923万円	△48万円	-0.3%	88,490円

●一般会計等歳入決算額 29億4,213万円



●一般会計等歳出決算額 27億7,838万円

【目的別歳出の状況】



一般会計等歳出の特徴 ~村民一人あたりに使われたお金は 1,302,569円~

目的別では、前年度より議会費、総務費、衛生費、土木費、消防費、公債費が減少し、その他の項目は増加しました。

総務費は、2億691万円減少し、これは新設した公共施設等総合管理基金に組み替えたことによります。

また、公債費は、6億1,191万円減少していますが、これは前年に公適債の繰上償還をしていたことによるものです。

その他、8,866万円減少した土木費は、上中辺地区村営住宅が前年竣工したことが主な理由となります。

増加した項目として、農林水産業費は、3,682万円増加しています。これは農業振興統合事業補助金の増額と会計年度任用職員が1人増員していることが影響しています。

●村民一人あたりに使われたお金

【令和6年3月31日現在の人口(2,133人)で算出】

議会費	総務費	民生費	衛生費	農林水産業費	商工費
19,419円	447,928円	226,489円	119,344円	135,166円	18,758円
土木費	消防費	教育費	災害復旧費	公債費	
99,911円	22,189円	77,192円	16,568円	119,606円	

令和5年度特別会計決算

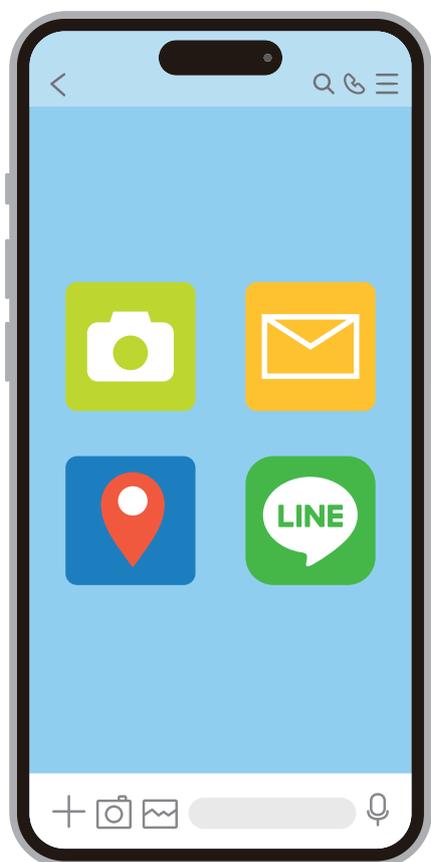
特別会計は、特定の事業にともなう保険料や使用料などによってその事業を行うための会計で、お金の流れをわかりやすくするために一般会計と区別しています。

会計名	歳入決算額	歳出決算額	形式収支	実質収支
国民健康保険事業	3億4,030万円	2億9,867万円	4,163万円	4,163万円
簡易水道事業	1億1,484万円	1億1,166万円	318万円	318万円
農業集落排水事業	1億6,236万円	1億5,356万円	880万円	880万円
介護保険事業	3億8,699万円	3億7,763万円	936万円	936万円
後期高齢者医療	5,321万円	5,287万円	34万円	34万円
宅地造成事業	3,382万円	1,765万円	1,617万円	1,617万円

スマホ体験教室

～スマホをもっと使いこなしたい人へ～

既にお持ちの人も、これから使いたい人も
どなたでも参加OK！参加費は**無料**です！



基本的な使い方からカメラ・
地図の操作やLINEビデオ通
話までめざしていきます！

※体験いただくスマホは準備します

日時

- ①11月12日(火) 13:30～15:30
- ②11月19日(火) 13:30～15:30
- ③11月26日(火) 13:30～15:30
- ④12月 3日(火) 13:30～15:30
- ⑤12月10日(火) 13:30～15:30
- ⑥12月17日(火) 13:30～15:30

計6回連続しての受講をお願いします

会場

佐那河内村役場 多目的スペース

募集

先着10人

(定員になり次第、締め切りとさせていただきます)

10月15日(火)から受付開始

申込先：総務課窓口

主催：公益財団法人e-とくしま推進財団
共催：佐那河内村

佐那河内村庁舎跡地等活用検討委員会、始めました

令和4年度より佐那河内村庁舎跡地について、活用検討委員会と村民有志によるワークショップを数回行ってきました。検討を重ねた中で、隣接する農振センターの方向性も含め検討した方が良いとのご意見をいただき、この度、農振センターも含めた庁舎跡地「等」活用検討委員会を立ち上げました。この委員会を中心に、これからの佐那河内村にとってより良い選択肢を考えていきます。

なお、検討委員会での資料や議事について村ホームページおよび広報で順次公開します。第1回目の佐那河内村庁舎跡地等検討委員会を、9月20日に開催し、事務局から検討されてきた経緯や内容、出ている案の論点や予算の目論見について、説明を行いました。

論点①

老朽化が進み、エレベーターがなく使いにくいとの声もある農振センターは、耐用年数の関係で令和15年までには大規模改修が必要。これを機に、旧庁舎跡地と併せて新設の対象とするか、大規模長寿命化工事をして現状維持するか。

論点②

何らかの施設を整備するのか、特に施設は整備せず緑化して公園とするか。

(施設を新設しない場合、旧庁舎解体費のうち、国負担7000万円が村負担になる恐れあり)

論点③

農振センターも併せて整備する場合、現在使用頻度の高い調理室や加工室をどうするのか。

(新設建物内に設置または食業工房へ移転、工事中の代替え施設など)

論点④

農振センターの解体又は用途変更(農業を振興するための機能がなくなる)する場合は、耐用年数の残りに応じた補助金返還が必要(令和7年解体なら約1700万円必要)となる。

以上の論点や補助金などの活用も含めた予算の目論見を通して、予算的にも規模的にも大きな決断となることから、広く村民のみなさんの意見を伺うため、アンケートを行うこととしました。みなさん、アンケートにご協力をお願いします。(全てのご意見・ご要望を採用できるわけではありません)

■アンケートについて

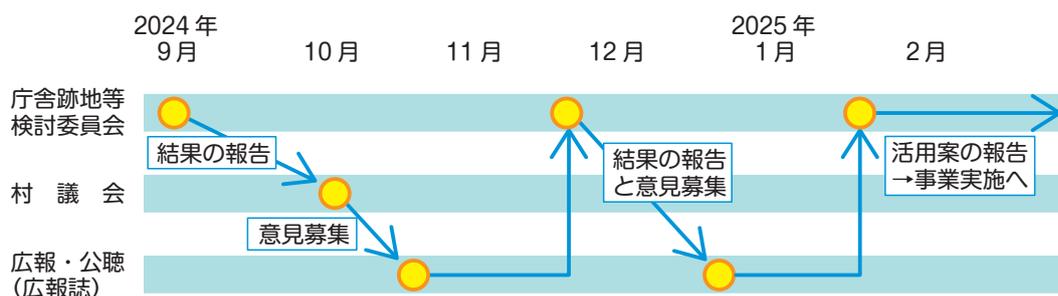
アンケート用紙は、村役場総務課に取りに来られるか、村ホームページからダウンロードし、ご記入のうえ村役場総務課設置のアンケートBOXに投函をお願いいたします。アンケートの結果や検討会の様子は、随時広報にて進捗を報告します。委員会資料は、総務課または村ホームページで閲覧が可能です。

アンケート期間 10月10日(木)～11月8日(金)



※アンケート
QRコード

■今後のスケジュール



令和7年度 受講生大募集!!

君が、次代を担うかんきつ農家だ! 『徳島かんきつアカデミー』

次代を担うかんきつ農家を育てる「徳島かんきつアカデミー」では、令和7年度の受講生募集を開始しました。また、開講に先立って、収穫作業の体験やかんきつ園地の見学などの「徳島かんきつアカデミー体験見学会」を開催します。かんきつ栽培に興味がある人、受講を検討している人のご参加をお待ちしています。

◆独立就農をめざすなら! 『中核的人材育成コース』

一年を通じてみかん・すだち・ゆずの栽培から加工・販売まで学ぶコース

◆生産技術の習得をめざすなら! 『生産技術力向上コース』

「接木や整枝剪定」と「かんきつの栽培管理」から選択して学ぶコース

募集人数: 両コース合わせて30人程度

募集締切: 令和7年1月31日(金)まで※定員になりしだい終了

応募資格: 令和7年4月1日(火)時点で満18歳以上、県内で就農しているまたは農業参入を考えている企業等の従業員、徳島県内在住者または徳島県内移住予定者

◆『徳島かんきつアカデミー』体験見学会

収穫作業体験や園地見学を実施し、「徳島かんきつアカデミー」をよく知ってもらう

開催日時: ①休日コース11月10日(日)10:00~12:00

②平日コース11月13日(水)10:00~12:00

募集人数: 各コース20人(先着順)

受付締切: 11月1日(金)12:00まで

参加費: 無料

応募資格: 令和7年度徳島かんきつアカデミー受講を検討されている人、農業経営に新たな部門としてかんきつ栽培の導入や県内でかんきつ栽培での就農を希望されている人

申し込み: 『かんきつテラス徳島』

徳島県立農林水産総合技術支援センター農業大学校(勝浦)

☎0885-42-2545 FAX0885-42-2574

勝浦町大字沼江字中筋11-12



写真: 中核コース受講生



写真: R5体験見学会



詳しくは
ホームページを
チェック!

村では、就農前および就農初期の農業者に対し、「徳島かんきつアカデミー」の受講料と傷害保険料の補助を行っています。詳しくは産業環境課までお問い合わせください。

お問い合わせ ● 産業環境課

飼い主のいない猫にエサを与える人は 必ず ①不妊・去勢手術 ②エサの管理 ③トイレの管理 を!

迷惑対策——敷地内に侵入されて困っている場合

- 乾燥した土や砂の場所をなくす。猫が苦手な水をまく(猫にかからないように)。
- トゲのある植物、ヒモ、棒、植木鉢、レンガ、アルミ箔を置く。
- 物置や納屋に入れないようにする(出産場所になります)。
- 市販の猫対策グッズ(忌避剤、超音波、水噴射、トゲ付きマット)を利用してみる。
- 猫の嫌がるにおいのものを置いたり、まいたりする。

(例)食 品: 米のとぎ汁、食用酢(希釈)、乾燥させたお茶、コーヒーかすなど
食品以外: ナフタリン、塩素系漂白剤(希釈)、園芸用木酢酢、香水、ハーブなど



お問い合わせ ● 産業環境課

農業経営者のための収入保険加入申込受付中！

令和7年補償新規加入は個人経営の人は12月末まで

全ての農産物を対象に、自然災害による収量減少や価格低下をはじめ、農業者の経営努力では避けられないさまざまなリスクによる収入減少を補償します。(最大81%)

加入できる人 青色申告を行っている農業者(個人・法人)

※令和6年から青色申告を始めた人は令和7年補償から収入保険に加入することができます。
(最大補償加入には5年分の青色申告実績が必要です。)

○その他農業保険(農業用ハウス・果樹共済・農機具など)に関するご相談も受け付けています。

【相談窓口】  **NOSAI**(徳島県農業共済組合) 徳島市山城西二丁目74番地 電話：088-622-7731

青色申告を始めませんか

最高で65万円の特別控除！

損失額の**繰越し**や**繰戻し**ができる！**専従者の給与額**を**必要経費**に算入できる！

※簡易な方式の場合の青色申告特別控除は最高10万円です。

※青色申告を新たに始める人は、原則、その年の**3月15日**までに所轄の税務署に「**青色申告承認申請書**」を提出する必要があります。

メリットもいろいろとあるし、思っていたよりかんたんだった！



地域おこし協力隊

こんにちは。佐那のいちご塾第2期生の佐々木達也(ささきたつや)です。

10月になり穏やかな日々が続いていますが、みなさんはいかがお過ごしでしょうか。私は穏やかな日々を過ごしつつ毎日就農するための勉強をさせてもらっています。

この時期の作業は、次のイチゴを植えるまでの準備作業を慌ただしく行っています。その一つに「定植」という作業があります。定植とは植物をポットなどから栽培する最終の場所に植えかえる作業のことです。また定植で一番大切なことは、根を出来るだけ空気に触れさせないことだそうです。イチゴの根は乾燥にすごく弱いので、苗をポットから抜いたら素早く植え、水を与え、出来るだけ根を湿らせてやるようにすると良いそうです。植えたら「活着」という葉が新しく展開する時期までは、うねの表面や根鉢が乾きすぎないように、こまめに灌水することが大事で段取りが勝負の作業です。

まだまだ慣れないことばかり、覚えることばか

りなので大変ですが、そんなときに私は音楽をよく聴きます。中でもイギリスのロックバンド「oasis (オアシス)」はよく聞くグループで、聞きながらノリに乗っています。1991年イギリスのマンチェスターで結成され、同じイギリス出身のビートルズの影響を受けた高い音楽性や、労働者階級の心情をつづった歌詞などで世界的な人気を誇りました。そんなオアシスですが、2009年から15年の間、解散していました。理由はグループ内での兄弟喧嘩ということですが、ようやく仲直りが出来たみたいで、再結成することができてファンとしてホッとしています。日々大変かと思いますが、みなさんの好きな方法でリラックスしてみてください。



令和6年度 児童手当制度改正に伴う申請について

令和6年10月分(12月支給分)から児童手当法の改正による制度改正(拡充)が行われ、これに伴い一部手続きが必要となる人がいます。

令和6年8月31日時点で村内在住の高校生年代までの子を養育している世帯あてに、令和6年9月13日付けでご案内を発送(※)しています。書類を確認していただき、申請が必要な人は「児童手当認定請求書」、「額改定認定請求書」、「監護相当・生計費負担についての確認書」などを提出してください。

申請期間

- ・令和6年10月31日(木)までの申請：令和6年12月13日(金)に10月、11月分を支給予定
- ・令和7年3月31日(月)までの申請：令和6年10月分に遡って順次支給(※)

※改正(拡充)に係る手続きの最終期限は、令和7年3月31日(月)です。

申請時期によっては、支給の開始が初回支給以降(令和6年12月13日以降)になる場合や受給できない期間が発生しますのでご注意ください。

申請方法などの詳細については、村のホームページをご確認ください。→



※公簿などで確認できない人については、村からのご案内の送付ができていません。申請が必要(高校生年代の児童を養育しているなど)にも関わらず、村からのご案内が届かない場合は住民税務課までご連絡ください。

お問い合わせ ● 住民税務課

各種給付金の支給確認書の提出のお願い

令和6年8月に「令和6年度住民税非課税世帯への給付金」、「令和6年度住民税均等割のみ課税となる世帯への給付金」または「調整給付金」の支給確認書を対象者に送付しています。

提出期限が次のとおりとなっていますので、早めの提出をよろしくお願いいたします。

[申請期限]

- 非課税世帯への給付金：令和6年10月31日(木)
- 均等割のみ課税となる世帯への給付金：令和6年10月31日(木)
- 調整給付金：令和6年11月29日(金)

お問い合わせ 令和6年度住民税非課税世帯への給付金：健康福祉課
令和6年度住民税均等割のみ課税となる世帯への給付金・調整給付金：住民税務課

令和7年度 保育所利用申し込みについて

令和7年度保育所申し込み手続きについて

保育所を利用する人(保護者)は、保育所の利用申し込みと、保育の必要性の認定を受けなければなりません。

- 保護者は、『支給認定申請書 兼 保育所等利用申込(継続確認)書』を市町村へ提出します。

※申込書は、保育所・健康福祉課にあります。

- 市町村から保護者に『支給認定証』が交付されます。

3つの
認定区分

※1号認定 満3歳児以上で幼稚園利用の場合

※2号認定 満3歳児以上で保育所利用の場合

※3号認定 満3歳児未満で保育所利用の場合

※市町村は、「保育の必要性」により利用調整し、保育所利用を決定します。

- 市町村から『入所承諾通知書』、『保育料決定通知書』を送付します。



保育所を利用できる児童について

- 村内に住民登録し、現に保護者などとともに村内に居住している児童

※村内へ転入予定の人は、村内居住の人と同様に申し込みをしていただきます。

※村外に居住されている人で、転入予定のない人についても佐那河内保育所への申し込みはできますが、まず居住地の保育所担当窓口にご相談ください。

支給認定申請および保育所利用申し込みの受付について

- 受付時間 令和6年11月1日(金)から令和6年11月29日(金)

- 受付場所 健康福祉課

保育の必要性の認定について

保育の必要性の認定を受ける保護者は、次のいずれかの要件に該当することが求められます。各認定要件の該当については、提出資料に基づき審査します。

認定要件	提出資料
(1) 就労している	就労証明書
(2) 妊娠・出産	母子手帳(保護者名および分娩予定日のコピー)
(3) 保護者が疾病・障がい有している	医師による診断書、または障害者手帳のコピーなど
(4) 親族の介護・看護	介護・看護状況申告書
(5) 震災・風水害・火災・その他の災害復旧にあたっている	罹災証明書など
(6) 求職活動(起業準備を含む)	求職活動状況申告書
(7) 就学(職業訓練)	学生証、または在学証明書
(8) 虐待やDVのおそれがある	保護証明など
(9) 育休取得時の継続利用	就労証明書
(10) その他、上記に類する状態として村長が認める場合	保育を必要とすることを証明する書類

保育の必要量〔保育標準時間・保育短時間〕

『支給認定申請書 兼 保育所等利用申込(継続確認)書』により、村が保育の必要量に応じ、最長11時間まで利用可能な〈保育標準時間〉と最長8時間まで利用可能な〈保育短時間〉に分けて認定を行います。

保育標準時間	平日の7:30から18:30まで(最長11時間)
保育短時間	平日の8:30から16:30まで(最長8時間)

※利用できる時間が異なります。

令和6年度 がん検診および特定健診のお知らせ

令和6年度のがん検診と特定健診を次の日程で実施します。**受診を希望される人は、事前予約が必要です。**各検診日程の申し込み期限までに、健康福祉課までお申し込みください。ぜひ、この機会に受診してください。

●がん検診日程および場所(集団健診)

検診日程	検診場所	受付時間
令和6年10月22日(火) 【申し込みは終了しました】 ※村内開催なので、期限までに申し込みできなくても受診はできます。その場合は、事前に問診票をお渡しできないことがありますので、ご了承ください。	佐那河内村役場 ※子宮がん検診および骨密度検査は、実施しないのでご注意ください。	8:30~11:00
令和6年11月16日(土) 【申し込み期限:10月25日(金)】	公益財団法人 とくしま未来健康づくり機構	8:00~10:30 ※この時間の範囲内で個人毎に受付時間をご案内します。
令和6年12月12日(木) 【申し込み期限:11月21日(水)】 ※村内開催なので、期限までに申し込みできなくても受診はできます。その場合は、事前に問診票をお渡しできないことがありますので、ご了承ください。	佐那河内村役場 ※頸部・腹部エコー検査は、実施しないのでご注意ください。	8:30~11:00 子宮がん検診は 9:30~11:00

- ※6月から11月までのとくしま未来健康づくり機構で行うがん検診は、**各月予約枠15人(先着順)**で実施します。なお、とくしま未来健康づくり機構におけるオプション項目【頸部エコー検査:負担金3,300円・腹部エコー検査:負担金5,500円】を追加できます。ご希望の人は、がん検診予約時にお申し出ください。
- ※10月の佐那河内村役場で行うがん検診で、**完全予約制、先着20人限定でオプション項目【頸部・腹部エコー検査:負担金8,800円】**ができます。ご希望の人は、お早めにお申し込みください。

●がん検診内容および負担金(集団健診)

検診日程	対象者	負担金
胃がん検診 (バリウム検査)	40歳以上の村民 ※令和6年度に胃内視鏡検診を受診した人は受診できません。	500円
肺がん検診	40歳以上の村民(65歳以上の人は結核検診を含みます)	100円
喀痰検査	肺がん検診受診者で、肺がんの危険性が高いと認められた村民	300円
大腸がん検診	40歳以上の村民	300円
肝炎ウイルス検査	①令和6年度において満40歳となる村民 (昭和59年4月1日~昭和60年3月31日生まれの人) ②平成14年度から令和5年度までの間に、肝炎ウイルス検査の対象者であって、受診の機会を逸した村民	300円

検診日程	対象者	負担金
前立腺がん検診	50歳以上の村民(男性のみ)	1,000円
骨密度検査	40歳以上の村民	400円
(婦人科検診) 子宮がん検診	20歳以上の村民(女性のみ) ※2年に1回の受診が標準です。原則として、令和5年度に受診された人は、令和7年度に検診を受けるようお願いいたします。	400円
(婦人科検診) 乳がん検診	40歳以上の村民(女性のみ) ※2年に1回の受診が標準です。原則として、令和5年度に受診された人は、令和7年度に検診を受けるようお願いいたします。	1,000円

※生活保護受給者の人は、負担金は無料です。

※12月12日(木)の村内で行う検診では、**歯科健診および口腔がん検診**も行います。歯科健診および口腔がん検診の負担金は無料なので、この機会にぜひ受診してください。

※特定健診受診券をお持ちの人は、がん検診と同時実施できます。**村集団健診で特定健診を受診した場合に限り、特定健診のオプション検査として眼底検査・尿蛋白定量検査・推定食塩摂取量測定検査も受診できます。(加入保険の種類を問わず、村民の人は無料でオプション検査を受診できます)**

ご希望の人は、がん検診予約時にお申し出ください。なお、6月に行われる特定健診については、国保の人は受診券が手元に届いていませんので、国民健康保険証と負担金1,000円を持参してください。

胃内視鏡検診について

胃内視鏡検診を指定医療機関(個別医療機関)において、令和6年6月1日(土)から令和7年2月28日(金)まで随時実施します。検診希望者は、検診に必要な書類などを送付するため、事前に健康福祉課へお申し込みお問い合わせください。

検診内容	対象者	負担金
胃内視鏡検診	50歳以上の村民 ※2年に1回の受診となります。令和5年度に検診を受けた人は、令和7年度に検診を受けるようお願いいたします。ご了承ください。	4,100円

国保脳ドックについて

国保脳ドック事業は、重症化しやすい脳および脳血管疾患の早期発見と予防を図ることを目的に、脳ドックを受診する被保険者の人へ、次の内容で助成を行っています。



対象者	本村に住所を有する国民健康保険加入者で40歳から74歳までの人(ただし、2年に1回の助成となります。令和5年度に助成された人は対象となりません。)
期間	令和6年7月1日(月)から令和6年12月中旬まで
受診場所	協立病院・田岡病院
負担金	3,000円
定員	全体で30人

※脳ドックと特定健診を同時に受診することもできます。同時に受診される場合は、負担金に特定健診分1,000円がプラスされます。

お問い合わせ ● 健康福祉課

令和6年度 子ども等インフルエンザ予防接種費用助成事業 助成を受けられる人へ

佐那河内村ではインフルエンザの発症・重症化の予防や、子育て世代の経済的負担軽減などを目的に、下記のとおり子どもおよび妊婦のインフルエンザ予防接種の費用を助成しています。

- 対象者** 佐那河内村に住民登録していて、接種日に生後6か月から高校3年生相当年齢の子どもおよび妊婦
- 助成対象接種期間** 令和6年10月1日(火)～令和7年1月15日(水)
- 助成額等** 助成額は予防接種にかかった費用の全額
助成回数は、13歳未満は2回まで、13歳以上および妊婦は1回とする
- 申請方法・申請期限** 申請書兼請求書に必要事項を記入のうえ、予防接種を受けた日の領収書(原本)を添付し令和7年3月31日(月)までに役場健康福祉課まで提出してください。

※令和6年9月26日付で対象者全員に本事業についての案内と申請書兼請求書を送付しています。

※期限を過ぎると助成できませんのでご注意ください。その他詳細については健康福祉課までお問い合わせください。



お問い合わせ ● 健康福祉課

民生委員・児童委員を知っていますか？

民生委員・児童委員は、子どもから高齢者までを見守り、地域住民の立場に立って生活や福祉のこと、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談、支援等を行っています。誰もが安心して住み続けられる地域づくりのために、地域住民や関係機関・団体と連携、協力し、地域福祉の充実のための取り組みを進めています。

なお、村内には主に子どもに関することに携わる主任児童委員も配置されています。

民生委員・児童委員は、守秘義務のある地域の身近な相談相手です。相談内容がみだりに外部に漏れる心配はありませんので安心してご相談ください。



お問い合わせ ● 健康福祉課

令和6年度 「高齢者インフルエンザ予防接種」および 「新型コロナウイルス予防接種」の実施について

令和6年度の高齢者インフルエンザ予防接種および新型コロナウイルス予防接種を次のとおり実施します。なお、対象者には個別通知で案内文書や予診票などを送付します。

今年度より同時に2種類の予防接種をご案内していますので、予診票などのお間違えがないよう十分にご注意ください。

	高齢者インフルエンザ予防接種	新型コロナウイルス予防接種
接種期間	令和6年10月1日(火) ～令和7年1月15日(水)まで	令和6年10月1日(火)～ 令和7年3月31日(月)まで
接種費用	1,600円	4,000円
接種対象者	①接種日現在で65歳以上の人 ②接種日現在で60歳～65歳未満の人であって、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいを持つ人(障がい等級1級またはそれに準じる人)	
接種回数	1回	
接種場所 接種方法	村が指定する医療機関での個別接種になります。(医療機関名簿は郵送します)	
申し込み方法	対象となる人へ必要書類を郵送しますので、村の指定する医療機関に予約をしていただき、接種期間内に接種してください。(※接種対象者②に該当する人は、健康福祉課高齢者予防接種係までご連絡ください。ご連絡いただいた後に必要書類を郵送します。)	
持参物	接種券・予診票・健康保険証・接種費用 <u>※2種類の接種券と予診票を送付します。ご希望の予防接種のものか十分にご確認のうえ、ご持参ください。</u>	
その他	高齢者インフルエンザ予防接種と新型コロナウイルス予防接種の同時接種やその他のワクチンとの同時接種は医師が特に必要と認めた場合に可能です。また、他のワクチンとの接種間隔に制限はありません。	

お問い合わせ ● 健康福祉課 高齢者予防接種係

子どもたちの健やかな成長のため

里親になりませんか

里親とは 「里親」 = 「養子縁組」 だと思いませんか

子どもの成長には、家庭で暮らす時間や経験がとても大切です。

ところが今、さまざまな事情で自分の家族と暮らせない子どもたちがいます。こうした子どもたちを家庭に迎え入れ、温かい愛情と正しい理解でその成長をサポートする人が「里親」です。

「里親」は特別な人というイメージがあるかもしれませんが、そんなことはありません。実際の里親は、どこにでもいる家庭のお父さん、お母さん、おじいちゃん、おばあちゃんです。あなたとの出会いを待っている子どもたちがいます。まずは話を聞いてみませんか？どなたでもお気軽にお問い合わせください。

里親の種類 4つの種類があります

養育里親	さまざまな事情により家族と暮らせない子どもを一定期間、自分の家庭で養育する里親です。
専門里親	養育里親のうち、非行、虐待などの理由により専門的な援助を必要とする子どもを養育する里親です。
養子縁組里親	養子縁組によって、子どもの養親となることを希望する里親です。
親族里親	実親が死亡、行方不明などにより養育できない場合に、祖父母などの親族が子どもを養育する里親です。

里親委託まで 里子の受け入れまでは段階を踏むので安心！



児童の委託を受けた里親には委託費が支給されます。また、医療費は県で負担します。

里親についての
情報はこちら→



とくしまはぐくみネット 里親



[相談窓口]

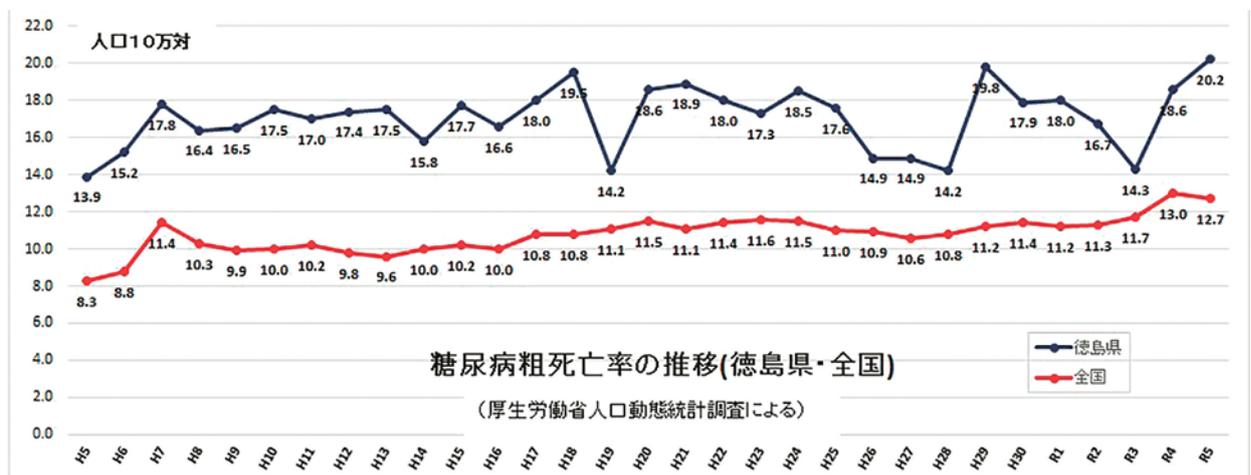
- 中央こども女性相談センター 電話(088)622-2205
- 南部こども女性相談センター 電話(0884)22-7130
- 西部こども女性相談センター 電話(0883)53-3110

食欲の秋 でも糖尿病に要注意

10月になり、〇〇の秋、という言葉をよく耳にするようになりました。身体を動かしやすい気候になったのでスポーツの秋、秋に旬を迎える食べ物も多いことから食欲の秋、というのも納得です。しかし、みなさんご存知とは思いますが、徳島県は糖尿病死亡率が全国的に見ても非常に高い県です。

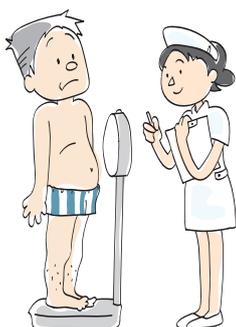
糖尿病は生活習慣病の中でも特に代表的なもので、脳卒中や心筋梗塞といった合併症を引き起こしたり、腎不全や失明、感覚の低下などの原因にもなる重大な疾患です。

徳島県は、平成5年から14年連続で「糖尿病死亡率全国ワースト1位」が続きました、徳島県は平成17年に徳島県医師会と共同で「糖尿病緊急事態宣言」を実施し、徳島県全体に注意喚起するとともに、その後もさまざまな取組を重ねることで平成19年には糖尿病死亡率は全国ワースト7位へと改善傾向がみられましたが、その後も全国でほぼ最下位に居座り続けています。食事や運動など生活習慣が主な原因となる糖尿病の対策には本当に息の長い取り組みが必要となります。



日本では「糖尿病を強く疑われる者(糖尿病有病者)」と「糖尿病の可能性を否定できない者(糖尿病予備軍)」を合わせると、なんと約2,000万人もいると言われています。糖尿病予備軍の人は「境界型糖尿病」とも言い、シンプルに言えばあと一歩で糖尿病です。

原因として、①体質、②生活習慣、③肥満が挙げられます。日頃から体重を測る習慣を身につけ、自身の適正体重はどの程度なのか？食事内容や間食頻度、運動習慣はどうなっているのか？それらをご自身でしかわかりませんが、しっかりと目を向けて対応していくことが大切です。糖尿病治療も、①食事療法、②運動療法、③薬物療法が基本で改善の特効薬はありません。秋の暴飲暴食に注意して病気の発症を予防し、健康的に年末を迎えたいですね。



アイデアボックスに寄せられた 意見や提案について

7月15日(月)から8月15日(休)の間、募集しました「未来の村づくりアイデア」に、27人から34件のアイデアをいただきました。

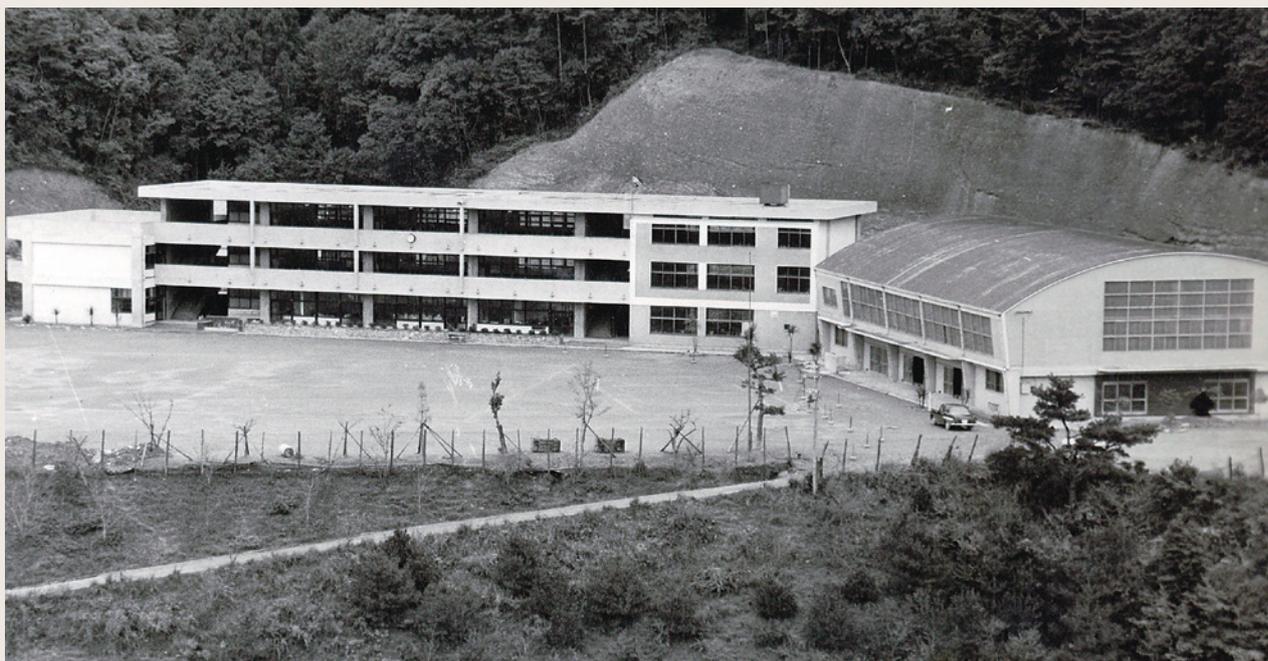
内容、件数については、

件名	件数
役場駐車場の運用に関するもの	9
旧役場庁舎に関するもの	5
村政の運営(常会等を含む)に関するもの	4
文化関係施設の設置に関するもの	4
公共施設の活用や設備に関するもの	3
環境美化に関するもの	2
農業振興に関するもの	1
鳥獣被害等に関するもの	1
救急体制に関するもの	1
移住・定住に関するもの	1
イベント等に関するもの	1
行政や議会の情報の公開に関するもの	1
住民の直接請求条例に関するもの	1
合計	34

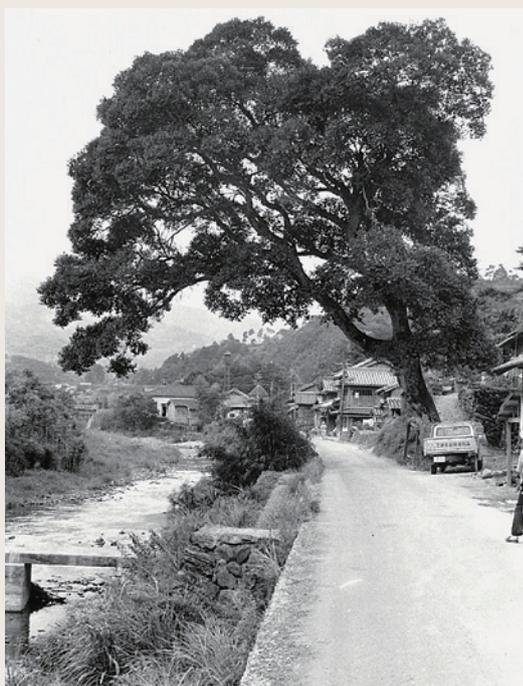
などでした。

いただきましたアイデアについては、担当課に伝え、今後の業務の参考にさせていただきます。この度はご意見やご提案をいただき、誠にありがとうございました。

お問い合わせ●企画政策課



古い写真を探しています!!



企画政策課では、村内の景色・建物が写された「古い写真」を収集しています。

昨年度も募集を呼びかけましたが、継続して収集に努めています。

収集した古写真は、展示会や村史の編集など、さまざまな場面で活用していきたいと考えています。お寄せいただいた写真は、利用の許可を得たうえで複製データを取らせていただき、原本はお返しします。お気軽にご連絡ください。



令和5年度 古写真展の様子

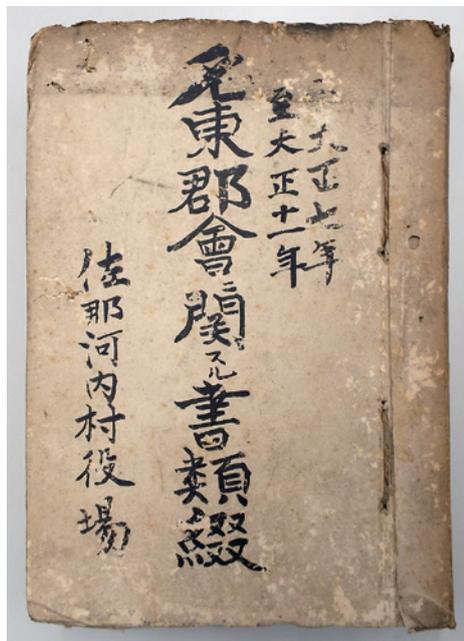
お問い合わせ●企画政策課

佐那河内 史料散策 その13

前は名東郡役所について紹介しました。郡役所は、郡内町村の行政監督にあたるとともに、土木・社寺・兵事・衛生・教育・農工商等の勸業・徴税などの業務を執り行っていました。名東郡役所でも郡道整備のほか、郡農会技術員を各町村役場に駐在させて、農業全般の指導および農業統計事務を行うなど農業等の勸業事業を実施していました。その名東郡役所と佐那河内村との関わりがわかる公文書を佐那河内村役場で保管しています。

「自大正七年至大正十一年 名東郡会二関スル書類綴」には、この頃整備が進められていた一ノ瀬から府能に至る道路整備に対して、毎年名東郡役所から補助金が支出されていたことが記されています。当時は、名西郡鬼籠野村でも府能に至る道路の整備が進められ(神山町旧役場文書)、大正11年には府能嶺隧道が完成します。

その他、当時の郡長祖上儀郎が村の振興策として林業に力を入れるよう提言したことを記した公文書もあります。公文書は村の近現代史を知る大変貴重なもので、その保存には最大限の配慮が必要です。



名東郡会に関する書類綴

徳島新聞を未購読の人に「広報佐那河内」を無料でお届けします

村では、村内にお住まいの徳島新聞未購読世帯を対象に「広報佐那河内」を無料でお届けしています。

お近くに徳島新聞未購読世帯がいらっしゃる場合には、周知していただけると幸いです。

お届けを希望する人は、企画政策課までご連絡ください。



令和6年度人権大学講座の紹介

誰もが豊かに生きるためには、一人ひとりの人権意識を高め、人と人のつながりを重視し、ともに支え合いながら生きることが必要です。そこで、本村ではあらゆる生活の場面で、人権問題に気づき、その解決に向けて取り組んでいくことのできる地域リーダーの養成をめざして『人権大学講座』を全5回開講し、3回目が終了しました。

6月24日には手話エンターテイメント発信団 oioi さんを招き、きこえるときこえない人のある心のバリアを壊すため、手話などを交え、体験を通して学び、7月8日には㈱ライフバランスマネジメント研究所代表 渡部 卓さんをお招きし、ハラスメントやコミュニケーションの課題について学ぶことができました。

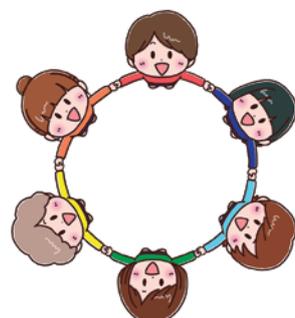
10月7日には落語家 桂 三扇 さんを招き、「男女が共に力を合わせ安心して暮らせる地域をめざして」をテーマに楽しくお話をいただきました。

第4回・第5回人権大学講座も素晴らしい講師をお招きしておりますので、この機会に人権について共に考えてみませんか。みなさんのご参加をお待ちしています。

〈今後の開催予定〉

第4回	11月16日(出) 午前中 (佐那河内小中学校)	タレント 山田雅人 さん	「かたりの世界」 ～目に障がいをもつ少年の物語～
第5回	12月4日(水) 19:00～20:30 (役場大会議室)	NPO 法人 グッド・エイ ジング・エールズ 松中 権 さん	誰もが自分らしく生きられる社会 ～LGBTQ+ など 性的マイノリティについて～

お問い合わせ ● 村教育委員会



図書コーナー移動のお知らせ

図書館だより
10月号

10月16日(水)～10月27日(日)までの間、役場多目的スペースは期日前投票場所となりますので、図書コーナーの本棚を役場庁舎玄関ホールに移動します。本の貸し出しは通常どおり行いますので、教育委員会までお越しください。

この一行に逢いにきた

初めて出会う小説、懐かしいあの絵本、思いがけない物語、意外な実用書の一文の中に、あなたのための言葉があるかもしれません。読書週間におすすめ本の展示をしています。

ぜひ図書館を訪れてください。



2024・第78回 読書週間
10/27～11/9

読書週間企画☆

本を借りてプレゼントをもらおう!

10月29日(火)～11月8日(金)の読書週間中に、村立図書館や図書コーナーで本を借りていただくと、プレゼントをお渡しします☆(1人1回)
さらに!!プレゼントと一緒にお渡しするスタンプカードのスタンプを11月末までに2つ貯めると、「くじ引き」により雑誌付録や人気絵本キャラクターなどのプレゼントのチャンスがあります。(1回本を借りると1つスタンプが貯まります。)

※プレゼントの受付は村教育委員会へ

この機会に読書と共にお楽しみください♪

9/4 [水] 第55回 敬老県民の集い

第55回敬老県民の集いがあわぎんホールで開催され、老人クラブ活動などの功績が顕著である県内老人クラブ連合会関係者への表彰式が行われました。

本村からは、青木敬明さん・木下 功さん・仁井田桜クラブ・喜楽会が受賞されました。

おめでとうございます。

(敬称略)

敬老県民のつどい 表彰者および団体 (順不同敬称略)	○全国老人クラブ連合会 「活動賞」	団 体	喜楽会(代表 中野 實)
	○県老人クラブ連合会会長表彰	個 人	木下 功
	○県老人クラブ連合会会長表彰	団 体	仁井田桜クラブ(代表 安部トシエ)
	○友愛訪問活動功労者表彰	感謝状	青木敬明

9/13 [金] じゃがいもの植付けをしたよ

大黒地区のふれあい農園で、村老人クラブ連合会のみなさんと小学校1年生13人が、じゃがいもの植付作業を行いました。

老人会のみなさんが朝早くから、畑を耕しマルチを張るなどして準備した畝に、子どもたちが老人会のみなさんの指導のもと、1つ1つじゃがいもを植え付けていきました。

子どもたちはじゃがいもが、大きく育つことを楽しみに、また老人会のみなさんとのじゃがいも掘りを楽しみにしています。

※この事業は世代間交流と高齢者の健康づくりを目的に行っています。



9/14 [土] 令和6年度 徳島県戦没者遺族大会



令和6年度徳島県戦没者遺族大会および徳島県戦没者記念館開館10周年記念行事が徳島グランヴィリオホテルで行われました。

戦没者遺族大会では、中学生を対象とした作文コンクールの表彰や、戦没者の顕彰と慰霊に対する事業に長きにわたり活動された人、遺族福祉に功績のあったみなさんへの表彰がありました。

本村からは、名誉大会長表彰を谷淵孝雄さんが、会長表彰を森脇昌之さんが、受賞されました。

おめでとうございます。

令和6年度徳島県戦没者遺族大会表彰

- 名誉大会長表彰(徳島県知事表彰) 谷淵孝雄
- 会長表彰(徳島県遺族会会長表彰) 森脇昌之

9/17 [火] お月見の集い

保育所のつき、ほし、やま、かわ、そらぐみ(0～5歳児)と、老人会の仁井田桜クラブ、睦会のみなさん(8人)が、世代間の交流事業として、保育所でお月見の集いを楽しみました。

子どもたちはお月さまに供えるお団子をおじいちゃん、おばあちゃんと一緒につくり飾りつけしました。



9/19 [木] 第18回 県老連会長杯 グランドゴルフ大会

県老人連主催、「第18回県老連会長杯高齢者グランドゴルフ大会」が徳島市民吉野川運動広場南岸グランドで開催されました。今回は、男性および女性部門毎の個人戦で24ホール(8ホール×3)のストロークマッチで行われました。

参加者は、男子234人、女子239人、全体では473人、本村からは、老人会グランドゴルフ部の男女12人がエントリーし勝敗を競いました。

中野寛さん、橘只行さんがホールインワンを達成するなど炎天下のなか、懸命に競技を行いました。残念ながら、健闘むなしく入賞者はありませんでした。来年度の活躍を期待しています。参加された会員のみなさん、暑いなか1日ご苦労様でした。



作業料金の改定について(ご案内)

佐那河内村シルバー人材センター

佐那河内村シルバー人材センターでは、本年度の最低賃金引き上げに伴い、11月1日(金)から作業料金の改訂を行わせていただくこととなりました。

最低賃金引き上げに伴う改訂となりますので趣旨をご理解のうえ、引き続きシルバー人材センターをご利用いただきますよう、よろしくお願いいたします。

佐那河内村シルバー人材センター主な作業料金表

職群	職種	単位	金額	職群	職種	単位	金額	
農作業	田植え・稲刈り・農作業	1時間	1,000~1,200	その他	※廃棄処分代(単代込み)対象作業：草刈り、伐採作業、草むしり、竹林整備、庭木の剪定	軽トラック一杯	1,000	
	消毒(除草剤散布)	1時間	1,150		家具・家庭用品の運搬作業	運搬作業	1時間	1,000
	各果樹収穫	1時間	980		軽トラック	軽トラック	1車	1,000
	各果樹摘果	1時間	980		空き家の片付け		1時間	1,000
	柑橘類の剪定	1時間	1,100		家事援助(清掃・買い物など)		1時間	980~
	椎茸採取	1時間	980		各種使用料	草刈機(燃料含む)	1日	1,800
	各出荷作業	1時間	1,000			軽トラック(燃料含む)	1日	3,200
	各種の植え付け	1時間	980			チェーンソー(燃料含む)	1日	1,800
	各肥料振り	1時間	1,000			動力噴霧機(燃料含む)	1日	1,800
	耕耘作業	1時間	1,200			トラクター(燃料含む)	1時間	800
草刈り※廃棄処分は別料金が必要です	1時間	1,100~1,200	2tダンプ(燃料含む)	1日		28,500		
伐採作業※廃棄処分は別料金が必要です	1時間	1,300~1,400	高所作業車(燃料含む)	1日	4,000			
草むしり※廃棄処分は別料金が必要です	1時間	980	発電機(燃料含む)	1日	1,800			
竹林整備※廃棄処分は別料金が必要です	1時間	1,000						
交通整理	1時間	1,000						
イベント等の会場設営	1時間	1,000						
土木作業	1時間	1,400						
技能作業	庭木の剪定※廃棄処分は別料金が必要です	1時間	1,300					
	大工作業	1時間	1,400					
	障子貼り	1枚	1,300					
	バスの運転(送迎)	1時間	1,400					

※作業用車両 使用料 1回500円
 ※ の部分が料金改定となっています。



さなごうち演芸まつりが開催されました

9月1日(日)に地域交流拠点「新家」で、さなごうち演芸まつりが開催し、多くのみなさんにご来場いただきました！

徳島落語研究会のふなき家小びん太さん、橘文吉さん、瓦亭古事記さんによる川柳漫談や落語が披露されました。巧みな話芸で、会場は明るく楽しい雰囲気になっていました。



第20回ふるさと回帰フェアで村の魅力をPR！

9月21日(土)、9月22日(日)に東京国際フォーラムで行われた「第20回ふるさと回帰フェア」に参加しました。ふるさと回帰フェアは国内最大級の移住フェアで、今年は20周年記念ということで初の2日間に渡る開催となりました。フェア全体では2万8,800人(1日目1万6,800人、2日目1万2,000人)の来場者がありました。家族連れでのご来場が多く、佐那河内村のブースでは2日間で合計26組の相談者に村の魅力や暮らしをアピールしました！



▲会場の様子



▲佐那河内村ブースの様子



▲移住相談の様子

駐在所
だより



全国地域安全運動実施中 10月11日(金)～10月20日(日)

全国地域安全運動とは、地域の安全に関する機関・団体および警察が、地域安全運動を強化し、安心して暮らせる地域社会の実現に図る運動です。

運動重点：子どもと女性の犯罪被害防止

特殊詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺の被害防止
自転車、万引きの被害防止

無事故・無違反の表彰募集中

運転免許を取得して15年以上無事故・無違反の人は、表彰の対象ですので、希望される人は遠慮せずに駐在所までご連絡ください。

9月中の村内の交通事故は、物損事故5件でした。

交通ルールを必ず守り、無理のない安全運動を心がけましょう！



秋の全国交通安全運動キャンペーン
R 6. 9.27 大宮神社前

駐在所 固定電話(679-2110)の廃止

令和6年10月1日(火)から、徳島県下の交番・駐在所・空港警備派出所の固定電話が廃止になりました。

みなさんのお宅付近を巡回パトロールしています、何かご用件のある人はお気軽にお声掛けください。

電話での連絡は、徳島中央警察所(電話：624-0110)経由で駐在所に転送されます。
緊急の場合は、110番通報をお願いします。

スポーツ
クラブ
だより

さなごうち

登録団体紹介 卓球

毎月第1・第3水曜日、村民体育館で卓球を行っています。

クラブ会員の人は無料、会員でない人も初回は無料、2回目以降は100円でどなたでも参加できます。

年齢制限もありませんので、子どもから高齢の人まで、一緒に卓球を楽しみましょう。

場所：村民体育館

日時：毎月第1・第3水曜日19:30～

(第1水曜日が1日の場合は第2・第4水曜日)



11月 教室カレンダー

村民体育館

卓球
19:30～21:00

バドミントン
20:00～22:00※

中央運動公園グラウンド

サッカー・フットサル
18:30～20:30

※印の種目は活動費が必要です。

- 参加される人でスポーツクラブ未加入の人は、事前に事務局で参加申し込み・スポーツ保険加入の手続きをしてください。
- 日程は変更する場合があります。
- 状況により会場を変更する場合があります。

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	22	23	24	25	23
24	25	26	27	28	29	30

状況により中止になる可能性があります。

お問い合わせ ● さなごうちスポーツクラブ事務局 電話：679-2855

佐那河内村地域包括支援センターだより

10
月号

地域包括支援センターでは、明るく健やかな生活が続けられるように介護予防教室を開催しています。楽しく身体と頭を動かして交流を楽しみましょう。みなさんの参加をお待ちしています。

日 時	教室名	会 場
10月18日(金) 13:30~15:00	音楽介護予防教室	佐那河内村多目的地域交流施設
10月21日(月) 13:30~15:30	いきいき体操教室	役場 大会議室
10月29日(火) 10:00~11:00	健康料理教室	役場 中会議室
11月 8日(金) 10:00~11:00	脳若トレーニング教室	役場 大会議室

※日程などに変更がある場合は村内放送でお知らせします。

佐那河内村地域包括支援センター

■場所：特別養護老人ホーム 健祥会ハイジ内 ■電話：679-3383 ■担当：佐々木・加藤・音井

第103回 読み合い朗読会 「伝えたい村の話」佐那河内村史から

●嵯峨天一神社の一角にある石碑「開富源」です。

大正3年に着工して6年の歳月をかけて、嵯峨から尾境までの道を作り上げた記念碑です。道路用地の為に、田んぼや土地、そして、労力も資材も提供した嵯峨名も忘れてはならないことだと思います。

嵯峨ノ地山ヲ負ヒ溪ニ臨ミ氣候温和ニシテ各種ノ物産ニ富ム然ルニ未タ車輛ヲ通スル道路ナク運輸交通ノ便ヲ缺クコト久シ大正三年有志者相謀リ 今上陛下即位ノ大典ヲ記念トシテ車道ノ開鑿ヲ企ツルヤ郷民挙テ賛同ス即チ同年工ヲ起シ六年竣成ス上嵯峨ヨリ郷ノ中央ヲ縦貫シテ尾堺ニ至ル長三千餘間爾來人馬車輛ノ交通日ニ繁ク文化ノ進展産業ノ興隆ニ裨益スルコト偉大ニシテ復昔日ノ不便ヲ見ス郷民謳歌シテ之ヲ歎フ仍其ノ概要ヲ叙シテ石ニ勒シ後世ニ傳フト云爾

山を負い、溪谷に臨み、気候温和にして、各種の物産に富む。しかし未だ車両を通ずる道路なく、運輸交通の便を欠くこと長し。大正3年、有志者で相談し、今上陛下(大正天皇)即位の大典を記念として、車道の開削を企画する。村民あげて賛同する。ただちに同年、工を起し、6年に竣工する。嵯峨より村の中央を縦貫して尾境に至る。長さ3000余間(5500メートル)。その後、来訪者、人馬、車両の交通が日に頻繁になり、文化の進展や産業の興隆に役立つこと偉大にして、以前の不便をかえりみる。村民、謳歌して、これを歎ぶ。よって、その概要を讃えて、石に刻み、後世に伝えることとする。

ツリーベルズ 鈴木 昇・恵子

古いけれど新しい感動の本です。ぜひ一緒に読みましょう。

次回の開催

第104回11月4日(月)19:30~20:00
場 所 役場 多目的ホール
お問い合わせ 鈴木(090-2156-7935)

さなごうち俳句

石南ひまわり句会

七月十七日 農振センター

ジャズ喫茶レモンスカッシュの底甘し

山田サキシロー

行けば雨帰れば晴れる梅雨の空

西尾 武義

喧嘩して兄が先行く梅雨の橋

安喜 律子

冷トマト塩ふりかけて食すすみ

坂田 小夜

世界平和書く短冊や笹葉散る

丸野 幸枝

花火散る口にソースのついたまま

田口 寛子

ゼリーすくう構えの後のにやけ顔

高橋 仁美



情報ボックス

月	日	行事名	場所	時間	備考
10月	16日(水)	ふれあい昼食会	農振センター	11:00~14:00	
	18日(金)	健康づくりチャレンジ教室	農振センター 1階大会議室	19:30~21:00	対象者: 特定健診で血圧・血糖が少し高めの人 持参物: 運動しやすい服装、飲み物など
		音楽介護予防教室	佐那河内村 多目的地域交流施設 YOTTE-KAN	13:30~15:00	対象者: 65歳以上の人 持参物: 飲み物など
	21日(月)	いきいき体操教室	役場 大会議室	13:30~15:30	対象者: 医師から運動制限を受けていない人 持参物: 運動しやすい服装・水筒など
	22日(火)	可燃ごみ・古紙などの収集	追上駐車場	11:00~ 翌日11:00	
	25日(金)	健康づくりチャレンジ教室	農振センター 2階大和室	19:30~21:00	対象者: 特定健診で血圧・血糖が少し高めの人 持参物: 運動しやすい服装、飲み物など
	29日(火)	可燃ごみ・古紙などの収集	追上駐車場	11:00~ 翌日11:00	
健康料理教室		役場 中会議室	10:00~11:00	対象者: 健康づくりに関心のある人	
11月	5日(火)	可燃ごみ・古紙などの収集	追上駐車場	11:00~ 翌日11:00	
	8日(金)	脳若トレーニング教室	役場 大会議室	10:00~11:00	対象者: 65歳以上の人
		健康づくりチャレンジ教室	農振センター 1階大会議室	19:30~21:00	対象者: 特定健診で血圧・血糖が少し高めの人 持参物: 運動しやすい服装、飲み物など
	9日(土)	第11回佐那河内村 社会福祉大会	村民体育館	9:30~12:00	
	11日(月)	心配ごと相談所	役場 相談室3	9:00~12:00	人権擁護相談・特別(法律)相談
	12日(火)	可燃ごみ・古紙などの収集	追上駐車場	11:00 ~翌日11:00	
	13日(水)	ふれあい昼食会	農振センター	11:00~14:00	
15日(金)	健康づくりチャレンジ教室	農振センター 1階大会議室	19:30~21:00	対象者: 特定健診で血圧・血糖が少し高めの人 持参物: 運動しやすい服装、飲み物など	

人のうごき (敬称略)

住民基本台帳登録数

令和6年9月末現在

[人口] 2,116人(-3)

[男] 1,031人(-3)

[女] 1,085人(±0)

[世帯数] 940世帯(+4)

※()前月比

一般社団法人 全日本瓦工事業連盟 / 徳島県瓦工事・販売組合 加盟

葺き替え、雨漏り修理、漆喰、瓦製品販売
お気軽にお問い合わせください

山田瓦工業

TEL.088-679-3289



HP

新築 リフォーム 支障木伐採

おまかせください!

安藝建築

代表 安藝信保

〒771-4102 徳島県名東郡佐那河内村上字谷70 TEL/FAX 088-679-2911 携帯 090-1570-7880



http://okamoto.co.jp/ http://



株) 岡本組
okamoto.gumi
佐那河内村 岡本組

*エクステリア工事
カーポート・門扉・駐車場
フェンスアルミ製品一式
*土木工事、建築基礎、左官

(株) 岡本組
佐那河内村上字官前42-13
☎679-3660 / FAX679-3661

イタリアisoplam社の【マイクロオーバーレイ】
認定施工店です。

有害化学物質非含有の【リポール式防水】
改修やリフォームに。安心、安全な防水材料

100%自然素材塗り壁材【深呼吸】
抗菌・有害物質分解・調湿・消臭などの優れた効果

アトピー、喘息、化学物質過敏症でお悩みの方



企業・個人事業者のみなさま

令和6年度広報佐那河内・HPの
広告主募集中




▲村ホームページ



@SANAGOCHISON_OFFICIAL
Instagram

健康づくりの会(食生活改善推進委員)のおすすめレシピ

No.163 すだち羹



材料(4人分)

すだち 8枚(2個)
すだち(果汁) 20cc
炭酸水 160cc

{ 粉寒天 ... 3/4本(3g)
水 180cc
砂糖 35g

作り方

①粉寒天を分量の水にとかし、沸騰させ(1~2分)、砂糖を加え溶かす。

②①にすだちの果汁を加え粗熱をとって、炭酸水を加え、型に流しこんで、上にすだちの輪切りを浮かし冷やし固める。

ポイント

すだちのおいしさを凝縮させたさっぱりとしたデザートです。

栄養成分	エネルギー	48kcal	タンパク質	0.1g
	脂質	0.0g	炭水化物	12.3g
	塩分	0.0g		

各課直通電話番号

総務課 679-2113	産業環境課 679-2115	議会事務局 679-2152	健康福祉課 679-2971
企画政策課 679-2973	住民税務課 679-2114	保育所 679-2217	建設課 679-2970
教育委員会 679-2817	消防センター 679-2136	救急要請 679-3999	